

江府町条例第20号

江府町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

江府町長 白石祐治

江府町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を一部改正する条例

改正後	改正前
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (省略) (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者を言う。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) (6) (省略)	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (省略) (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者を言う。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) (6) (省略)

改正後		改正前	
別表第 1(第 4 条第 1 項関係)		別表第 1(第 4 条第 1 項関係)	
機関	事務	機関	事務
1～ 5 （省略）		1～ 5 （省略）	
6 町長	<u>住登外者宛名番号管理機能（本町の住民基本台帳に記録 されていない者（以下「住登外者」という。）に対し、 個人を識別するための番号を付与し、及び当該番号を付 与された住登外者の宛名を管理するための情報システム の機能をいう。以下同じ。）による住登外者の宛名の管 理に関する事務</u>		

改正後			改正前		
別表第2(第4条第2項関係)			別表第2(第4条第2項関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 町長	江府町特別医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。) <u>、住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)</u> <u>又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の宛名の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。)</u> であって規則で定めるもの。	1 町長	江府町特別医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。) <u>又は</u> 住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。))であって規則で定めるもの。

改正後			改正前		
別表第2(第4条第2項関係)			別表第2(第4条第2項関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
2 町長	予防接種法による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務	地方税関係情報、 <u>住民票関係情報</u> <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの。	2 町長	予防接種法による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務	地方税関係情報 <u>又は</u> 住民票関係情報であって規則で定めるもの。
3 町長	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務	地方税関係情報、 <u>住民票関係情報</u> <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの。	3 町長	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務	地方税関係情報 <u>又は</u> 住民票関係情報であって規則で定めるもの。

改正後				改正前			
別表第3(第5条関係)				別表第3(第5条関係)			
情報照会機関 (1欄)	事務 (2欄)	情報提供機関 (3欄)	特定個人情報 (4欄)	情報照会機関 (1欄)	事務 (2欄)	情報提供機関 (3欄)	特定個人情報 (4欄)
1 教育委員会	学校保健安全法による 医療に要する費用につ いての援助に関する事 務	町長	地方税関係情 報、児童扶養 手当関係情 報、住民票関 係情報、生活 保護関係情 報、 <u>住登外者</u> <u>宛名情報</u>	1 教育委員会	学校保健安全法による 医療に要する費用につ いての援助に関する事 務	町長	地方税関係情 報、児童扶養 手当関係情 報、住民票関 係情報、生活 保護関係情報

改正後				改正前			
別表第3(第5条関係)				別表第3(第5条関係)			
情報照会機関 (1欄)	事務 (2欄)	情報提供機関 (3欄)	特定個人情報 (4欄)	情報照会機関 (1欄)	事務 (2欄)	情報提供機関 (3欄)	特定個人情報 (4欄)
2 教育委員会	保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	町長	地方税関係情報、住民票関係情報、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報</u> 又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの。	2 教育委員会	保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	町長	地方税関係情報、住民票関係情報、 <u>又は</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるものの。

改正後				改正前			
別表第3(第5条関係)				別表第3(第5条関係)			
情報照会機関 (1欄)	事務 (2欄)	情報提供機関 (3欄)	特定個人情報 (4欄)	情報照会機関 (1欄)	事務 (2欄)	情報提供機関 (3欄)	特定個人情報 (4欄)
3 教育委員会	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	町長	地方税関係情報、住民票関係情報、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの。	3 教育委員会	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	町長	地方税関係情報、住民票関係情報、 <u>又は</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の改正規定は、令和7年4月1日から適用する。